

2024

6月号

全国健康保険協会
栃木支部

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

協会けんぽ



傷病手当金支給申請書（事業主記入用）の記入上の注意点

協会けんぽでは、令和5年1月に各種申請書の様式を変更しております。今回は、傷病手当金支給申請書3ページ目（事業主記入用）のうち、特に記入もれや記入誤りが多い箇所についてご説明いたします。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ
事業主記入用

労務に服することができなかった期間（申請期間）の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名（カタカナ） **キョウカイ タロウ**

姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点（・）、半濁点（゜）は1字としてご記入ください。

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

令和 **06** 年 **04** 月

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
16 17 **18** **19** 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22

2ページの申請期間のうち、出勤していない日（上記【○】で囲んだ日以外の日）に対して、報酬等（※）を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。
※有給休暇の場合の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当（扶養手当・住宅手当等）、食事・住居等現物支給しているもの等

例 令和 05 年 02 月 01 日から 05 年 02 月 28 日 30000 円

① 令和 **06** 年 **04** 月 **01** 日から **06** 年 **04** 月 **03** 日 30000 円

② 令和 **06** 年 **04** 月 **01** 日から **06** 年 **04** 月 **30** 日 10000 円

勤務状況が○以外の日（出勤していない日）に対して報酬を支給した場合、支給期間と支給額をご記入ください。
申請期間中に報酬の支給がない場合、期間や金額（0円）の記入は不要です。

記入例① 令和6年4月1日から令和6年4月3日まで有給休暇取得
⇒支給額30,000円（10,000円/日）

① 令和 **06** 年 **04** 月 **01** 日から **06** 年 **04** 月 **03** 日 30000 円

記入例② 通勤手当を欠勤控除せずに支給
⇒支給額10,000円（10,000円/月）

② 令和 **06** 年 **04** 月 **01** 日から **06** 年 **04** 月 **30** 日 10000 円

⑩ 令和 年 月 日から 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地 **栃木県宇都宮市△△1-2-3**

事業所名称 **〇〇株式会社**

事業主氏名 **健保 三郎**

電話番号 **028-xxx-xxxx**

令和 **06** 年 **06** 月 **01** 日

6 0 1 3 1 1 0 1

「療養担当者記入用」は4ページ目に続きます。>>>

全国健康保険協会
協会けんぽ

3 / 4

申請書
（新様式）の
書き方動画は
こちらから↓

上手な医療のかかり方 ～かかりつけ医をもちましょう！～



■ かかりつけ医とは？

「かかりつけ医」とは、日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近なお医者さんのことです。大学病院や専門病院は紹介状がない人には、特別料金（特定療養費）がかかるしくみになっています。まずは、かかりつけ医を受診し、必要に応じて専門医などを紹介してもらいましょう。

■ かかりつけ医のメリット

かかりつけ医をもつことで次のような3つのメリットがあります。

その1 日頃の健康状態を知ってもらえる

病気や症状、治療法などについての的確な診断やアドバイスを受けられます。

その2 症状に応じた専門家の紹介がスムーズ

その3 病気の予防や早期発見・早期治療につながる

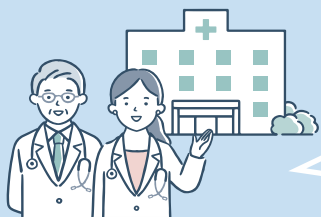
日頃の状態をよく知っているかかりつけ医であれば、ちょっとした体調の変化にも気が付きやすいです。

■ かかりつけ医の探し方

1. 職場の産業医との面談や健康診断をきっかけに
2. 予防接種をきっかけに
3. 家族の受診をきっかけに
4. 医療情報ネットを活用して

医療情報ネット

検索



まずは、かかりつけ医に相談を！！

かかりつけ医はご自身で選択できます。

信頼できると思った医師であれば、かかりつけ医と呼んで差し支えありません。

また、一人の医師に絞る必要もなく、どの診療科の医師でもかかりつけ医になります。

※ かかりつけ薬局も、もちましょう

複数の病院にかかっている方で服薬している薬の種類が多い方は、かかりつけ薬局を決めておくのもおすすめです。かかりつけ薬局では、薬を一元管理してもらえるため飲み合わせや副作用のチェックもできます。お薬手帳を2冊以上持っている方は、1冊にまとめてもらい、薬の必要以上の使用を防ぎましょう。



全国健康保険協会 栃木支部

協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮Dビル7階
☎ 028-616-1691（代表）受付時間：平日8:30～17:15
（土・日・祝・年末年始を除く）

協会けんぽ栃木支部

検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

『**栃の葉ヘルシーメール**』
にご登録ください!!

毎月配信
登録無料

協会けんぽ栃木支部は、メールマガジンを活用した皆さまの健康づくりに取り組んでいます。

健康保険に関する情報や日々健康に過ごすための役立ち情報などをメールでお届けします。どなたでもご利用いただけますので、この機会にご活用ください。右の二次元コードを読み取ってご登録ください。

